

「日本図書館協会認定司書」制度の概要

1 趣旨

日本図書館協会が図書館経営の中核を担いうる司書を専門職員として認定する事業を実施する。付与する名称は「日本図書館協会認定司書」とする。

2 目的

この制度は、司書の専門性向上にとって、図書館での実務経験とそれに伴う実践的な知識及び技能の継続的な修得が不可欠であることから、所定の要件を充足した司書を日本図書館協会が公的に評価・認定するものである。ひいては、わが国の職能集団としての司書全体の研鑽努力を奨励し、司書職のキャリア形成や社会的認知向上に資することを目的とする。

この制度化により、十分な知識と技能そして意欲をもって図書館に勤務する司書の継続的かつ安定的な雇用が確保され、わが国の図書館全体の振興につながることを期待される。

3 背景と経緯

(1) 背景

ア 「社会教育主事・学芸員及び司書の養成・研修等の改善方策について」（生涯学習審議会社会教育分科審議会報告 1996年4月24日）で名称付与制度が示唆された。

イ 2008年図書館法改正により、司書・司書補に対する研修の努力義務が新たに規定（第7条）された。

ウ 「図書館職員の研修の充実方策について」（これからの図書館の在り方検討協力者会議報告 2008年6月）で研修の体系化と修了者への認定・名称の付与が言及された。

(2) 経緯

これまでの日本図書館協会専門職員認定制度特別検討チームによる検討作業のあらましは、以下のとおりである。

ア 2002年度から検討チーム（第1次から第4次まで）を設置、実現に向けて検討した。

イ 2008年度に中堅職員ステップアップ研修や図書館司書専門講座の受講者等を対象にアンケート調査を実施。7割以上が制度に肯定的で、半数近くが申請意思ありと回答している。

ウ 2008年度に予備審査を実施し、全国から81人が申請。制度への関心や期待の高まりを把握し、認定制度の全体的な枠組みや認定作業の実行可能性についても確認した。

（イ、ウについては『図書館雑誌』2009年5月号に掲載）

4 認定事業の概要

(1) 日本図書館協会認定司書審査会

理事長のもとに置く。委員は5名程度とし、事務局長、担当常務理事のほか、司書有資格の公立図書館長および学識経験者で構成することを原則とする。

(2) 認定対象者

雇用形態に関わらず、原則として図書館法第2条にいう図書館に勤務経験を持つ司書を対象とする。

(3) 認定要件

原則として、以下のア～エのすべての要件を満たしている者とする。

ア 図書館法第2条にいう図書館の勤務経験が通算で10年以上であること。

イ 最近10年間で、以下のいずれかの活動を通じて通算で20ポイント以上を得ていること。なお、それぞれの活動と相当ポイント数は別紙1「認定要件ポイント表」を参照。

i) 研修の受講経験

ii) 研修・大学等での講師経験

iii) 図書館振興に向けた各種の社会的活動

iv) 大学院における図書館情報学関連の単位・学位等の取得

v) 学会・研究大会における口頭発表等の活動

ウ 最近10年間に著作を発表している、またはそれに相当するものを有すること。

エ 図書館法第4条にいう司書、または同条にいう司書となる資格を有すること。

(4) 認定の更新

認定の有効期間は一定の期間(10年を想定)とし、引き続き認定を希望する者は更新をしなければならない。更新の要件については、初回時の認定要件に準ずるものとする。

5 担当委員会

この事業を円滑に実施するため、協会内に認定事業委員会を設ける。

6 スケジュール

別紙2「認定事業実施スケジュール」を参照。

7 その他

(1) 申請者等の個人情報については、本事業の目的以外に使用しない。

(2) 今後の申請見込み：毎年度の中堅ステップアップ研修、図書館司書専門講座の修了者や全国の各都道府県で行われる一定の研修の修了者等の申請を期待。以下の要素から10年程度は応募者数が保証されると考えられる。

ア 2008年に関西開催の中堅ステップアップ研修(1)で多数の受講があったこと

イ 予備審査において30歳代や40歳代の申請者が多かったこと

ウ 制度の社会的認知の増加に伴い、申請者の裾野が広がることが予想されること

別紙 1 認定要件ポイント表

「4 認定事業の概要(3)認定要件」にいう活動と相当ポイント数は以下の通りである。

		活動の種類	獲得される更新ポイント数
i)	研修の受講経験	半日(2~3時間程度)	+1 (該当研修の8割以上の時間を受講していること)
		全日(4~6時間程度)	+2 (該当研修の8割以上の時間を受講していること)
ii)	講師経験	i)に規定される研修の講師経験	講習受講で獲得するポイントの2倍を上限に 内容に応じて審査会が認定
		司書課程もしくは関連諸領域講義科目の講師経験	担当科目単位数の3倍を上限に 内容に応じて審査会が認定
iii)	社会的活動	図書館関連団体の役職経験	1期(2年)で6ポイントを上限に活動期間・ 団体規模・内容に応じて審査会が認定
		その他図書館振興のための社会的活動	活動の内容に応じて審査会が認定 (個人的な奉仕活動は含まない)
iv)	単位・学位取得	大学院における図書館情報学関連の単位・学位等取得	+1~+20 (内容に応じて審査会が認定)
v)	学会活動	学協会の研究大会での口頭発表、実践報告発表等	内容に応じて審査会が認定
vi)	その他	その他研修修了の認定に資するもの	審査会が申請に基づき内容に応じて認定

別紙 2 「認定事業実施スケジュール」

